

第4回第三セクター等のあり方に関する研究会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 10 月 22 日（火） 17 時 30 分～19 時 30 分
- 2 場 所 砂防会館別館「穂高」（東京都千代田区平河町）
- 3 出席者 宮脇座長、蛸子委員、小西委員、杉本委員、辻委員、橋本委員、藤波委員、松本委員、望月委員 他
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①第三セクター等の抜本的改革に取り組む地方公共団体への支援について
 - ②平成 26 年度以降の第三セクター等の活用等に係る「指針」について
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省（事務局）より第三セクター等の抜本的改革に取り組む地方公共団体への総務省の支援と平成 26 年度以降の第三セクター等の活用等に係る「指針」の原案について説明を行い、委員の審議が行われた。
 - 平成 26 年度以降に第三セクター等の抜本的改革に取り組む地方公共団体への総務省の支援のあり方（議事①）については、方向性は了承された。具体的な内容については、今後、更に検討することとされた。
 - 第五回研究会は平成 26 年度以降の第三セクター等の活用等に係る「指針」（議事②）を中心に検討を行うこととされた（第五回研究会の日程については別途調整）。

（主な意見）

<議事①関係（抜本的改革に取り組む地方公共団体への支援）>

- 「資料 1」10 ページに「第三セクター等に係る地方公共団体の財政的リスクや経営健全化取り組み状況等について把握し、個別に公表する。」とあるが、「個別に公表する。」ことの意味はどのようなものか。
また、現在、第三セクター等に係る財政的リスクは将来負担比率という形で公表されているが、それ以上に踏み込んだ公表、例えば、当該第三セクター等の整理を行った場合の財政への影響等の公表を行うのか。

← 集計値だけではなく、地方公共団体や第三セクター等ごとの情報についても公表するという趣旨である。 →

公表する情報については、現在公表されている各地方公共団体の「財政状況資料集」も踏まえつつ、どこまで、或いはどのように公表することが適切なのか、各委員のご意見もいただきながら、検討したいと考えている。(総務省(事務局))

○ 「資料1」8ページの分類表において「整理」とされているが、第三セクター等の「整理」には、この資料で想定されている抜本的改革の結果として整理・再生が行われたものと、経営が上手くいって民営化されたものの二種類があることに留意する必要があると思われる。

○ 地方公共団体の中には、損失補償等を行う第三セクター等について、自らが支援を継続するため破たん可能性が低く、債務が金融機関から健全債権として扱われている状況にあるにも関わらず、抜本的改革を行わなければならない必要性が分からないという団体も存在する。このような団体に対して、どのようにして抜本的改革の必要性を説明するのか、考え方の整理が必要ではないか。

← 行政が第三セクター等を支援することで第三セクター等の経営に甘さが生じる場合があり、また、第三セクター等が破たんした場合の財政的なりリスクは非常に大きい。これらのことも踏まえて、第三セクター等に係る将来的なりリスクや最も適切な対応、これまでのやりかたを継続することの是非等について、議会・住民も含めて検討する契機として抜本的改革に取り組むことは意味があるものと考えている。(総務省(事務局))

○ 第三セクター等を今後も支援するとしている地方公共団体が、本当にいつまでも支援を継続するのか、ということは意識する必要があるのではないか。第三セクター等改革推進債の償還と異なり、地方公共団体の支援を継続することには強制力が存在しない。

○ 第三セクター等を支援する地方公共団体は、支援する財源は税金であることから、当面の支援を続け、負担を将来に先送りすることは望ましくないことに留意する必要があるのではないか。

○ 「資料1」10ページ以降の総務省が行う支援の案について、8ページの類型のうち(Ⅱ)のみが対応する支援が存在しない理由は何か。平成26年度以降に整理予定であるため、そのまま進めてほしい、という見解か。

それとも、(Ⅱ)の段階にある地方公共団体は第三セクター等改革推進債の経過措置の対象になる可能性がある、ということ意識してこのような類型になっているのか。

← 当該地方公共団体において結論が出ているため、そのまま取組を進めてほしいという趣旨である。第三セクター等改革推進債の経過措置を意識した分類は行ってはいない。

なお、第三セクター等改革推進債の経過措置については、現在、中間まとめの趣旨も踏まえて、対象となる地方公共団体の要件や期間等についての検討を行っているところである。（総務省（事務局））

- 「資料1」10 ページ以降の総務省が行う支援の案について、「助言や情報提供を行う。」とある。助言や情報提供だけでなく、経済・財政・金融等の専門的知識を基に第三セクター等の現状を把握し、将来の財政的リスクを見通すことができるような人材を支援することも重要ではないか。
- 第三セクター等の財政的リスクの正確な把握や開示は非常に重要であるが、第三セクター等が提供しているサービスの価値評価や開示もあわせて行う必要があるものと考えられる。これらの手法やインセンティブについても検討を行う意義があるのではないか。
- 現在の財政的リスクの把握だけではなく、中・長期的な財政リスクの計算手法や、第三セクター等改革推進債を活用した整理・再生を行う場合と既存の支援を継続した場合の負担の比較等を分かりやすい形で行うことができる手法・ツールを提供することも意義があるのではないか。
- 第三セクター等の抜本的改革に取り組む首長は、往々にして周囲から非難を受けている。第三セクター等の様々な財政的リスクについて分かりやすく算定し、議会等に情報が提供されることで、逆に抜本的改革に取り組まなければ問題となるような状況になることが有効ではないか。
- 「資料1」10 ページ以降の総務省が行う支援の案については、機能的には正しく、方向性・枠組みとして問題はないものと思われる。

一方で、どのようにして支援に実効性を持たせるのかが課題となると思われる。特に、財政的リスクの把握（そのためのツール作成を含む。）と公表については、どうすれば公表により抜本的改革を促すことができるのか、ということが重要になるのではないか。

具体的には、設立地方公共団体の情報と一覧性を持たせる、他の地方公共団体の情報や全国の状態との比較を可能とする、抜本的改革取組状況によって内容に差異を設ける等の方法が考えられるところであり、今後、本研究会において更なる検討を行うことが必要である。

＜議事②関係（平成 26 年度以降の第三セクター等の活用等に係る「指針」）＞

- 経営状況の把握、監査、点検等について、現状、地方公共団体でさえ BS（貸借対照表）については検証しても、PL（損益計算書）は検証していない状況にあるものと思われる。経営状況の把握については、赤字・黒字という結果だけではなく、何故そうなったのか、という検証も重要であり、改善が必要ではないか。
- 経営状況を把握する際に、第三セクター等は黒字にならなくては行けないのか、という点について整理しておく必要があるのではないかと。第三セクター等は民間が手を出せない業務や行政が行うべき業務を担うという面も有している。そのため、組織・法人の性質や行う業務によっては、黒字でなくともやむを得ない第三セクター等も存在するのではないかと。寧ろ、黒字になるのであれば、民営化を検討することも必要ではないかと。
- 損益の状況については、過去の状況や将来の見通しも含めて、適切に開示することが望ましいのではないかと。
また、土地（場合によっては有価証券も。）については、時価評価が注記等により開示されることも重要ではないかと。
- 「第三セクター等」と一口に言っているが、社団法人、財団法人、会社法人、地方三公社、地方公営企業等が存在し、公益社団・財団法人となっているものも存在する。組織のあり方はそれぞれ異なり、また、適用される会計基準も同一ではない。
営利を目的とする会社法法人は最低でも収支均衡が必要であり、基本的に営利を目的としない社団法人や財団法人は赤字を出さないことが重要となるが、行政を補完する地方三公社は必ずしもそうではなく、行政（地方公共団体）の担保こそが重要となる等、組織により基準は異なるのではないかと。
- 第三セクター等の中でも、第三セクター、特に会社法法人は、利益が挙げられるようになれば、民営化を視野に入れて将来の経営を考えることが重要ではないかと。
- 「資料 2」 6 ページに記載されている「短期貸付金」についての記載は極めて重要と考えられる。
- 「資料 2」 6 ページに記載されている「引当金」については、現行指針に「リスクに応じて所要の引当金相当額を基金に積み立てる等財政運営上十分に留意すべき」とある。
これは、第三セクター等の財政的リスクに地方公共団体が対応する方策としては、第三セクター等改革推進債として事前に処理するか、そうでなければ積

立金として積んでいくか、ということをお求めているのであって、(補助金や買戻し等の形で)長期間かけて少しずつ支出するような対応は想定していない。

しかしながら、今日、積立金を積んでいく、というような機運はないように思われるところであり、そうであるならば、今までと同様の表現では効果がないのではないか。

- 第三セクター等のゴーイングコンサーンについて、儲かるのであれば民営化を、という趣旨は賛成であるが、儲からなければやってはいけない、というところまで手足を縛るべきではないものとお考える。

問題は、第三セクター等が破たんした場合に、金融機関の負担も損失補償による地方公共団体の負担も望ましくない中で、どのように処理するかということ。この問題は、純資産がゼロになれば終了という前提で、地方公共団体が「減資してゼロになる可能性がある。」という覚悟を持った上で必要な額を追加出資し、それについて議会が議決しているのであれば、それで良いのではないか。

← 何らかの支援が必要な第三セクターについて、それが地域において必要という合意がある場合に、どのような点に気をつけて運営していくか、ということが今回の議論のターゲットと認識している。

上下分離、追加出資等の様々な経営手法が存在するが、基本となるのは地方公共団体と第三セクターの間でルールを策定し、それに従って経営することである。そのルール策定の考え方を示すのが「指針」である。(総務省(事務局))

- 上下分離については、第三セクター等が上(経営)を担うのは良いが、下(施設・設備)の維持管理に必要な設備投資の財源を確保することが困難となる場合もある。特に、鉄道のような数十年も続く基盤的な事業において、一定の期間が経過した後に問題となる。

- 今回提案されている「指針」は、現行指針をベースに更に充実させていることから、結果として重くなっている部分がある。正確かつ詳細に記載する部分と、明確さや一覧性を重視して分かりやすく記載する部分を分けて考える必要があるのではないか。

また、経営が悪化している第三セクター等を念頭に詳細に記載しているが、第三セクター等が記載されている内容のすべてを消化するためには相当な手間がかかる。例えば、土地の時価評価について、含み損を考慮して時価評価を行うべき、ということは理解できるが、売る予定のない資産まで時価評価を行うことは過大な負担である。経営効率化の観点から、現実的な手法について検討を行うことも必要ではないか。

- 「資料2」4ページに、地方公共団体が「将来的な経営悪化のリスクを精緻に見込む」ことが記載されている。趣旨としては正しいが、これができるば経営者は必要ないし、すべてのリスクを見込めば経営は成り立たなくなる。特に重要な点について、分かりやすく記載することも必要ではないか。
- 「資料2」5ページに記載されている「役職員の数・給与の見直し等」について、明確に記載すること自体は賛成ではあるが、第三セクター等の役職員数や給与について基準を策定することは難しいと考える。例えば、地方公務員の「定員モデル」についても、地方公営企業は一般職とは異なり、基本的に経営状況で判断することになっている。

見直すべき、ということは記載するべきであるが、どこまで拘束力を有した記載ができるのか、検討が必要ではないか。
- 第三セクター等の破たんに係る関係者の責任を考えた場合、行政も政治も一定の責任を負うが、損失補償を受けて融資を行っている金融機関はほとんど責任を負わないことに留意する必要があると考える。

このことを踏まえて「資料2」5ページに記載されている「損失補償」について検討すれば、現行指針においてはやむを得ない場合に認めていると読める損失補償については、金融機関にも応分のリスクを求めるために、原則として禁止するべきではないか。
- 現行指針において、処理策検討の手順としてフローチャートを示しており、新たな「指針」においても経営健全化に取り組むに当たっての手順を示すこととしている（「資料2」2ページ）。

前回指針は「抜本的改革」「経営効率化」を進めるという意味でスタートからゴールまで明確であったが、今回求める経営健全化の取組の基盤となる考え方は「リスクコントロール」であり、継続的に行うことが必要。もしフローチャートを作成するのであれば、一過性で終わるのではなく、経営の中にビルトインできるようなものにするべきではないか。

また、当該第三セクター等の赤字・黒字だけではなく、設立地方公共団体の財政も含めて総合的に判断することができるようにする視点も必要ではないか。
- 「資料2」4ページに記載されている「経営の点検評価」「情報公開」について、点検評価や情報公開のやり方についても、経営の把握と同様、組織・法人の種別によって分けて考えるべきではないか。会社法法人や一般の社団・財団法人は民間企業と同様に取り扱って差し支えないと考えられる。しかし、公社や公益社団・財団法人については、利益を出すべきではない、という縛りも存在する中で、どのように取り扱うのか、どのように情報公開するのが難しい。

また、地方公共団体から補助金・寄附金・負担金等の支援を受けている場合や、一般会計からの借入を行っている場合には、そのことも開示することが必要なのではないか。